

令和7年度 南風原町地域公共交通会議 第1回

【地域公共交通導入の目的と位置づけ】

令和7年10月30日
南風原町 まちづくり振興課

本町は、県都那覇市に隣接し、南部地域や中北部地域間の移動における交通の要衝となっており、その地理的要因から通勤、通学及び帰宅時間帯等において、本町内の道路で渋滞が発生している。本町内を通過する路線バスは、東西軸の幹線道路を主なルートとしているため、幹線道路から外れた地域や南北軸で移動する場合、公共交通の利便性が低い状況となっており、町民の移動手段は自家用車に偏る傾向が見られる。そのため、本町に住む運転免許証を持たない高齢者や子どもといった移動困難者の移動支援が求められている。

また、観光客が移動する際に、移動する手段が乏しいことから、観光客の移動支援が必要と考えられる。

以上のことから、誰もが気軽に使いやすく、日常生活を支える相乗り型オンデマンド交通を定額で提供することにより、移動しやすい環境を整えることを本実証運行の目的とする。

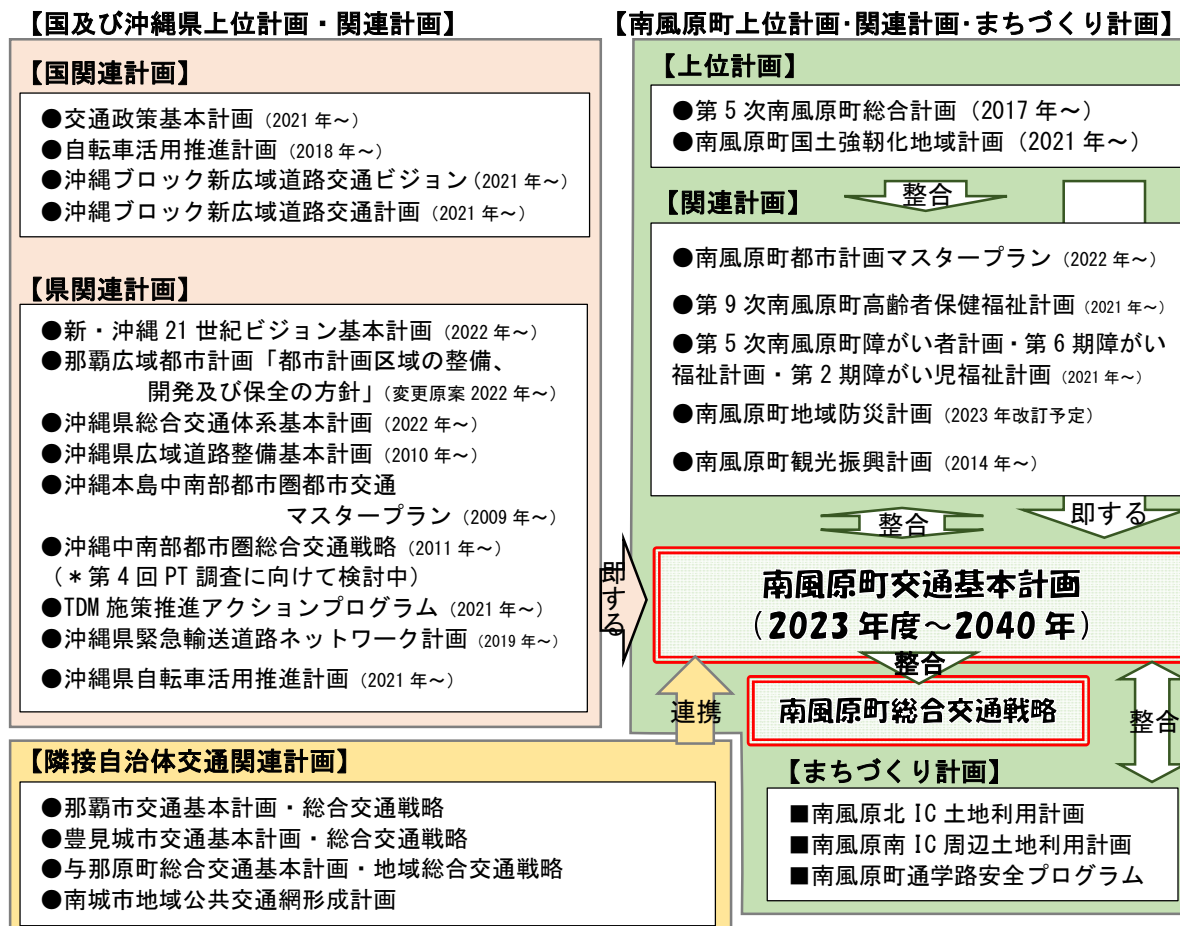
本実証運行を通じ、地域の事業者と連携し、まちの活性化を図ると同時に、移動データの共有などを通じて既存公共交通との相乗効果を高め、将来に向けて安心できる、持続可能な移動サービスの提供を目指す。

2.地域公共交通の導入について

2-1 南風原町総合交通戦略の位置づけ

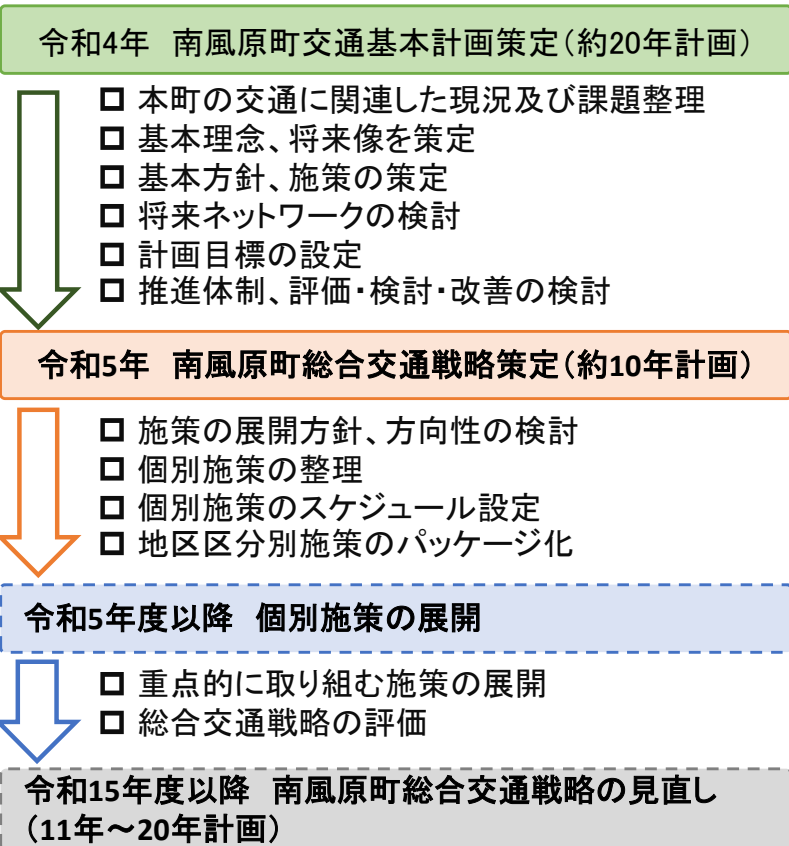
- ・ 南風原町の交通課題への対策として、令和4年7月に「南風原町交通基本計画」、令和5年7月に「南風原町総合交通戦略」を策定
- ・ 「南風原町総合交通戦略」では、短中期(5～10年間)において地域別の交通施策を展開

■ 南風原町交通基本計画・総合交通戦略の位置づけ



■ 目標年次

本総合交通戦略は、策定の翌年度からの約10年後を短期(5年)、中期(10年)毎に目標を立て施策を推進する。



2.地域公共交通の導入について

2-2 総合交通戦略の展開方針及び方向性

- 南風原町総合交通戦略の展開方針3(移動しやすい環境整備)」に「新たな公共交通導入可能性の検討」を位置づけ

■基本理念…「誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくり」

将来像①「都市と地域をつなぐ交通」

将来像②「人と環境にやさしい安全・安心な交通」

南風原町における交通の課題

課題1.体系的な道路ネットワーク

(基本方針1,2,3,4)

- ・ 広域幹線道路の構築
- ・ 地域内及び広域移動を支える道路ネットワークの構築
- ・ 道路の段階構成
- ・ 渋滞交差点の改善
- ・ 歩きやすい歩行空間の創出

等

課題2.公共交通の利用環境

(基本方針2,3,4)

- ・ 誰もが利用しやすい公共交通機関
- ・ 公共交通不便地域の解消
- ・ 公共交通の利用促進

等

課題3.安全・安心な生活環境

(基本方針1,3)

- ・ 既存道路の幅員再構築
- ・ 自転車ネットワークの構築
- ・ 生活道路や通学路の通過交通対策
- ・ 災害に強い道路網の構築

等

課題4.交流拠点

(基本方針2,4)

- ・ 各交通手段の有機的な連携
- ・ 交通結節点を中心とした地域観光との連携
- ・ 地域の交流拠点の構築

課題5.循環型・低炭素型

(基本方針2,3,4)

- ・ 自家用車利用に偏らない生活スタイルの構築

南風原町交通基本計画基本方針及び施策

基本方針1:体系的な道路ネットワーク

の構築

- ・ 幹線道路、補助幹線道路、生活道路の整備
- ・ 渋滞交差点等の改良
- ・ 道路の維持・管理
- ・ 災害に強い道路網の形成

等

基本方針2:公共交通の利用促進

- ・ 新しい公共交通システムの導入
- ・ 周辺市町と連携したバス網の再編
- ・ 支線公共交通の導入
- ・ バス利用環境の創出

等

基本方針3:安全・安心な交通環境の創出

- ・ 自転車通行空間の整備
- ・ 生活道路通過交通対策
- ・ TDM

等

基本方針4:交流機能の向上

- ・ 交通結節点の整備
- ・ P&R
- ・ シェアサイクル
- ・ 小型モビリティ

等

交通戦略の展開方針及び方向性

展開方針1:

自動車交通の円滑性の向上

- ・ 広域・地域幹線道路整備の展開、渋滞交差点対策 等

核となる考え方1:

交通結節点を拠点としたネットワークの形成を検討

展開方針2:

生活道路の安全性向上

- ・ 生活道路、通学路における対策の検討、実施
- ・ 送迎交通への対応

核となる考え方2:

安全で歩きたくなるまちづくりにより、徒歩交通を促進

展開方針3:

移動しやすい環境の整備

- ・ 新たな公共交通導入の可能性の検討
- ・ バス待ち空間整備
- ・ 交通結節点整備の可能性
- ・ 自転車通行空間、サイクルステーション導入

核となる考え方3:

状況に応じた近距離移動の支援により、活力向上を図る

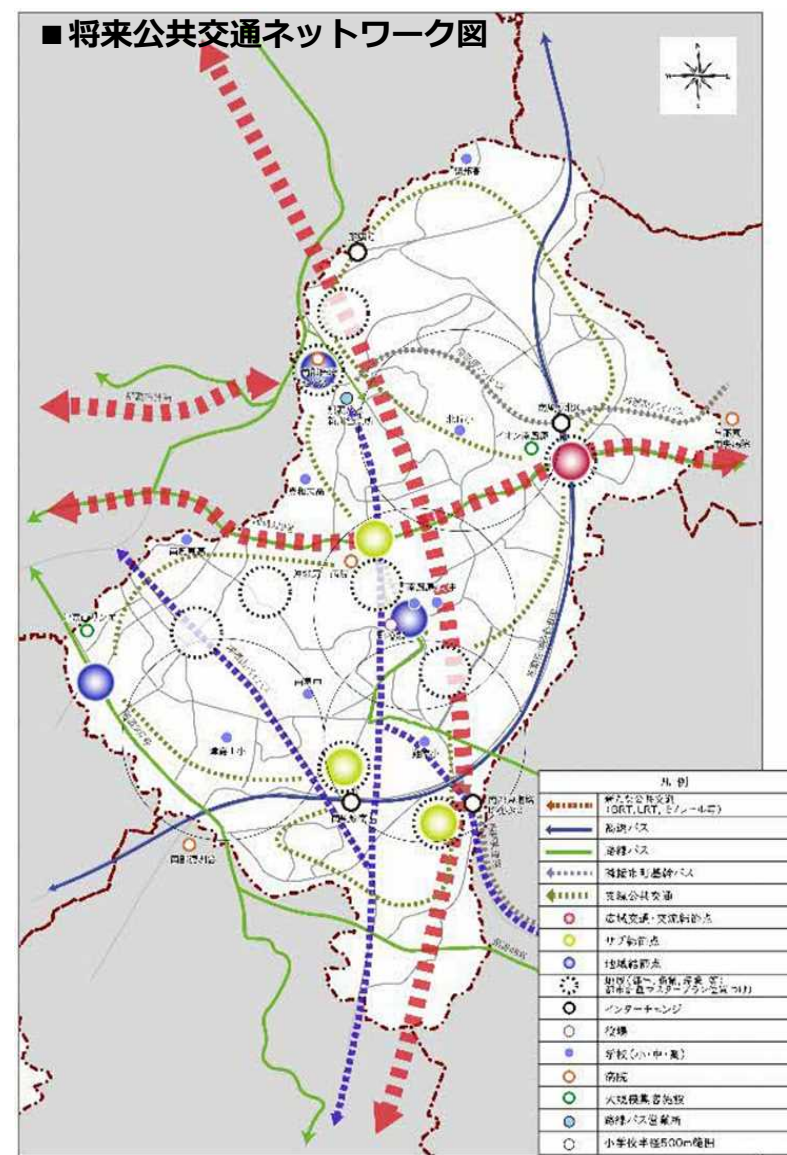
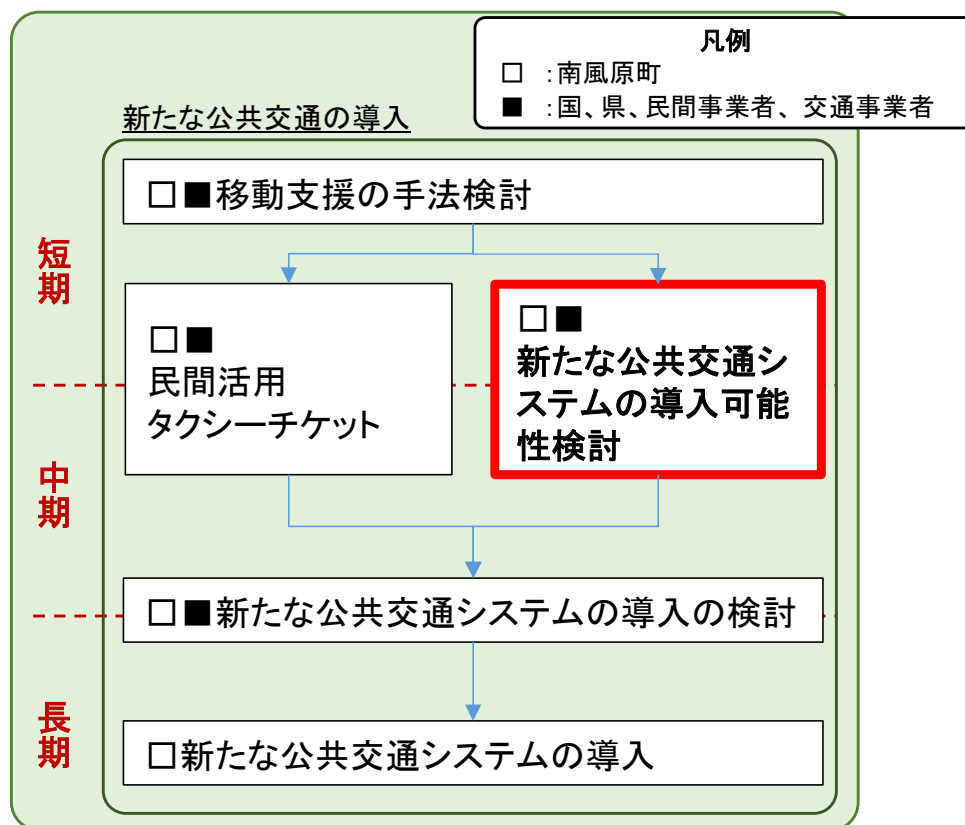
3.新たな公共交通導入の可能性検討

3-1 新たな公共交通導入の可能性検討の流れ

- 本町内における移動困難者への移動支援及び、路線バスとの接続向上を図り公共交通利便性向上を図り、公共交通利用者を促進

【周辺地域と連携したバス網の再編】

- 本町は那覇市に隣接しており、本町の東側（西原、与那原、南城）及び南側（八重瀬）から那覇市へ向かう通過交通が幹線道路へ集中し、通勤・通学時や帰宅時において渋滞等の影響が発生していることから、周辺市町と連携したバス網の再編検討を行い、効率的なバス網の構築を図ります。
- また、現在、区画整理事業による開発が進められている津嘉山地区の国道507号バイパスへのバス路線の再編についても検討を行います。



3.新たな公共交通導入の可能性検討

3-2 新たな公共交通導入の可能性検討の内容

- 本町内は国道329号、507号及び県道の一部のみ路線バスが運行しており、多くの地域で公共交通利用の不便地域が広がっていることから、公共交通不便地域の移動手段について検討を行い、あわせて地域内及び地域内外移動についても検討を行う。
- 地域や企業等と連携した持続的な運行手法についての検討も行う。

【地域公共交通計画の策定、新たな公共交通導入の検討、支線公共交通の検討】

- ・ 本町を通過する東西軸、南北軸の幹線道路等において、広域移動を定時・速達性を向上を図るための新たな公共交通の導入の可能性について検討を行う。
- ・ 公共交通利用の不便地域が広がっており、地域内での公共交通移動も困難な状況であり、町外の広域移動の路線バスと、地域移動を結ぶ支線公共交通として、コミュニティバスまたは、デマンド交通の導入に向けた検討、実証実験等を実施する。
- ・ 「地域公共交通計画」の策定に向けて関係機関と連携を図るものとし、現在、県において検討されている地域公共交通計画と密に連携を図り、広域移動及び地域内移動などの機能分担を明確にし、バス網再編の可能性についても検討を行うものとする。

【移動支援の手法の検討、民間と連携した移動支援の検討】

- ・ 地域公共交通計画の検討と合わせて、短距離移動が困難な高齢者等へのタクシーチケットの検討、また、地域バス等の様々なニーズに対する移動支援の手法について検討を行う。
- ・ 現在、本町内の企業が運行している商業施設への送迎バスと連携した地域移動支援の可能性についても、運行している施設管理者へのヒアリングを行い、検討を図る。

対象地域					展開スケジュール(検討: → 実施: → 継続実施: →)			備考
					短期(5年程度) 令和5～9年	中期(5～10年) 令和10年～14年	長期(10年以上) 令和15年～20年	
町内全域	i	地域公共交通計画の策定				→		
	ii	新たな公共交通導入の検討					→	モノレール LRT、BRT等
	iii	支線公共交通の検討				→	→	コミュニティバス、デマンド交通
	iv	移動支援の手法の検討			→	→		タクシーチケット、地域バス
	vi	民間と連携した移動支援の検討			→	→		企業バスとの連携
国	県	町	事業者	その他	■推進体制(◎:主体 ○:関係機関)			
○	○	◎	○	○				